

**議事2 その他鉄道助成業務の実施に関し必要な事項（審議事項）**

令和4年度改善意見（令和4年7月14日）	実施状況（中間報告）（令和4年10月24日）	実施状況（最終報告）
<p><b>（1）鉄道助成業務でのITの活用による効率化の一層の推進</b></p> <p>鉄道助成業務においては、遂行方法の効率化を図り、より効率的な補助金の審査業務を推進するため、近年のデジタル機器の普及に伴いこれを可能な限り活用すべく、補助金の審査業務（事後審査等）でも対面方式を前提としつつも、WEB方式を併用するハイブリッド型をより一層活用されたい。その際、業務遂行方法に関する新たな技術開発については、効果を見極めたうえで鋭意対応されたい。</p>	<p>○ 鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）のように簡易で標準化されたような事業（工事）であって、かつ補助金審査（現地審査）が集中し始める12月頃までに工事契約がなされたものを対象に、WEB会議システムを活用することによって補助金審査（現地審査）の前に補助事業者から工事概要等の説明を受け、現地で確認すべき事項を予め整理（問題点の把握等）することにより、補助金審査の効率的かつ効果的な実施します（補助金審査のハイブリッド化を進めます。）。</p> <p>なお、今後もITの動向に注視し、鉄道助成業務での効果を見極めたうえで鋭意対応いたします</p>	<p>○ 鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）のように簡易で標準化されたような事業（工事）であって、かつ補助金審査（現地審査）が集中し始める12月頃までに工事契約がなされたものを対象に、WEB会議システムを活用することによって補助金審査（現地審査）の前に補助事業者から工事概要等の説明を受け、現地で確認すべき事項を予め整理（問題点の把握等）することにより、補助金審査を効率的かつ効果的に実施した（補助金審査のハイブリッド化）。</p> <p><b>今年度は他事業への拡大に向け、補助事業者と調整を進めていく。</b></p> <p>なお、今後もITの動向に注視し、鉄道助成業務での効果を見極めたうえで鋭意対応いたします</p>

## 1. 審査業務の適正・効率的な執行

### (1) 補助事業者における法令遵守の確保

- ① 補助事業者の不正受給・不正使用を防止するため、補助事業者に対する説明会等の機会を捉え、以下の事項を周知する。
  - ・関係法令の遵守
  - ・交付決定の取消し等の制度
  - ・不正受給・不正使用があった場合における機構ウェブサイトでの公表等
- ② 現地審査の際、補助事業者の法令遵守の状況及び補助事業への責任者の関与など、法令遵守体制を確認する。

### (2) 適正かつ効率的な現地審査の実施

現地審査の実施にあたっては、以下の事項を踏まえ補助金審査計画を作成する。

- ① 「重点審査項目選定の基準」を基に、補助金担当者による意見交換等の検討を行った上で重点審査項目を策定する。
- ② 抽出審査については、第三者委員会での議論を踏まえ、1事業者当たり20件程度以上の抽出件数とし、また金額についても補助対象事業費の1/4程度を上回るよう抽出する。
- ③ 可能な範囲で前倒し審査を実施するとともに、必要に応じ鉄道助成部内の職員を臨機応変に融通し、現地審査集中期間の負担軽減を図る。

## 2. 適正・円滑な補助事業実施のための補助事業者への周知

- ① 補助事業者に対して、助成制度の社会的意義を周知するとともに、補助事業の実施に係る基本的な考え方や留意事項について周知するため、事務連絡を发出する。
- ② 事例を追加した「都市・幹線鉄道関係補助金執行事務手続事例集」を補助事業者に配布し、補助金交付に係る注意喚起を行う。
- ③ 補助金実務説明会について、参加者の意見・要望を踏まえ、説明する内容を一部見直したうえで、今年度もリモート形式で実施する。
- ④ 鉄道助成制度に対する理解促進を図るため、鉄道助成ガイドブックの内容を更新し、機構ウェブサイトにおいて情報提供を行う。

## 3. 鉄道助成部内職員の能力向上

審査ノウハウの承継等のため、補助金審査における基本的事項から専門性の高い知識まで、職員のレベルに応じた研修(全10回)を実施する。

また、「OJT実施基準」に基づきOJTを実施する。

## 4. 補助金審査の一部オンライン化

補助金審査の一部をオンラインにより実施し、補助金審査の更なる効率化を図る。

一部の補助事業において、前年度に試行しているため、今年度はこの振り返りを行い、他事業への拡大に向け、鉄道事業者などとの調整を進める。

## 5. 地方運輸局との連携

補助金審査能力の更なる向上に向け、同様の業務を行う地方運輸局との連携を図る。  
補助金審査結果の共有や、研修の合同開催等の連携を進める。

## ○基本方針

- ▽ 額の確定を行うすべての補助事業を対象に原則として現地審査を実施する。  
(ただし、業務の効率化の観点から、事業内容が簡易なもの(設計契約のみ等)である場合などは、書面審査のみで実施)
- ▽ 客観的な判断による審査を行うため、複数の審査員で審査を行う。
- ▽ 適正な審査及び審査業務のノウハウ承継のため、審査経験が少ない者と豊富な者を考慮した体制とし、実際の補助金審査業務を通じて審査員のスキルアップを図る。
- ▽ 審査業務を効率的、重点的に行うため、重点審査項目を踏まえて現地審査を実施する。
- ▽ 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出方針により抽出審査を行うことができるものとする。
- ▽ 現地審査時に支払証拠書類の確認が出来なかった契約や未竣工の事業の竣工確認等について、事後確認を徹底する。

## ○審査行程

- ▽ 当該年度の事業が未完了であっても、補助事業者との調整が整った案件から順次計画
- ▽ 近傍地域にある複数の対象事業者については、同一週に組み込む等の調整を行い計画
- ▽ 事務所と実施現場間等を効率的に移動できるような行程を計画

○令和5年度重点審査項目

## 1. 工事費の積算等

工事費の積算が関係規程（社内規程 等）に基づき適切に行われているか、また、公共施設等の移設に伴う損失補償費の算出が公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱に基づき適切に行われているかの確認を徹底する。

## 2. 補助対象範囲

事業範囲や補助事業としての適正性の確認を徹底する。  
（特に支障移設工事や補償工事等）

## 3. 仕様書等の条件と実績

仕様書等で指定した条件が補助事業として適切か、また、指定した条件と実績に乖離が無いかの確認を徹底する。

○抽出方針

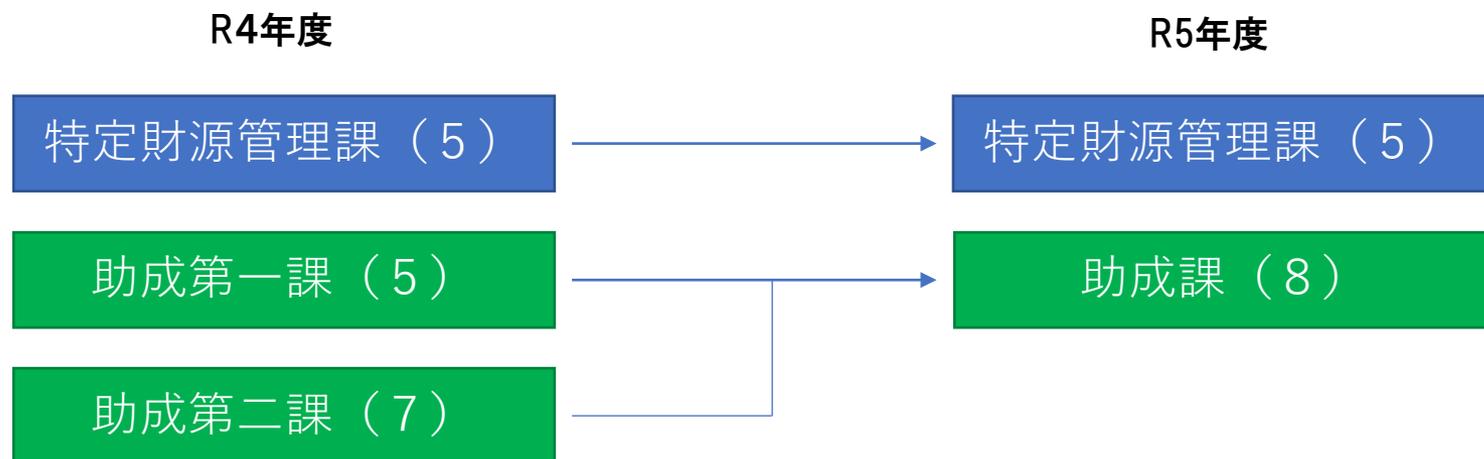
〈抽出審査を行う基準〉

- 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出審査を行うことができるものとする。

〈抽出する際の配慮事項〉

- ① 「工事」、「調査・設計・測量」、「機械器具・設備」、「用地の取得等」、「建物移転等の補償」、「物品・材料購入等」の各契約種別から1件以上抽出する。
- ② 抽出審査件数は、過去の実績も踏まえ決定する。（1事業者当たり20件程度以上）  
なお、抽出審査においても審査の過程において、疑義が認められた場合には、追加の抽出審査を行うことがあり得る。
- ③ 事業内容を勘案しつつ、抽出審査金額/全審査対象金額の割合を可能な範囲で高める。  
（1/4程度以上）

●R5年度より下記のとおり鉄道助成部の体制が変更となった。



●人員減となるが、下記の対策を講じることで補助金審査業務等を滞りなく円滑に進めていく。

- 特定財源管理課職員の活用（助成課兼務および補助金審査）。
- 補助金審査期間の拡大（補助金審査の早期開始（11月頃を想定））